

企画等提案募集要領

業務名：平成26年度やんばる型森林利用推進事業委託業務

1 業務の概要

(1) 業務の目的

やんばる地域は、自然環境の保全と環境に配慮した森林の利活用が求められていることから、平成25年10月に「やんばる型森林業の推進（施策方針）」を策定したところであり、現在、本施策方針に基づき、利用と保全の両立に向けて、各種施業の改善や新たな森林利用方法について検討・実証しているところである。

現在、菌床培地によるきのこの生産量は増加傾向にあることから、オガコの安定的な生産が求められている。また、畜産敷料についても、現在、環境保全型のオガコ畜産による経営を普及しているところであり、県外から移入しているという実態がある。

そのため、今回、森林の収穫伐採時に利用されずに現地に放置されている小径木や曲り木及び森林化した開発跡地等の未利用な木質資源の有効活用を図ることにより、やんばる地域における一次産業の活性化に資することを目的とする。

(2) 業務内容

現在、収穫伐採時や森林施業時等に発生する未利用な森林資源（林地残材）の有効活用を図るため、以下の項目について取り組む。

①移動式チップパーを用いた未利用木質資源の利用システムの検討及び実証

（H26～H28）

②未利用木質資源の菌床培地への利用の検討及び実証（H26～H28）

③未利用木質資源の畜産敷料への利用の検討及び実証（H26～H28）

④上記②、③以外の未利用木質資源の有効活用の検討及び実証（H26～H28）

⑤本県に適した移動式チップパーの検討及び選定（H26～H28）

※ なお、本事業で使用する未利用材（林地残材）の調達については、県と調整して決定する。

(3) 業務期間

契約締結の日から平成27年3月27日迄

(4) 業務実施上の条件

ア 予定技術者に対する要件

（ア） 管理技術者資格

技術士：環境部門又は森林部門

林業技士：作業道作設部門以外

RCCM：森林土木部門

（イ） 同種又は類似業務の実績

(ウ) 手持ち業務量

管理技術者及び担当技術者の全ての手持ち業務の契約金額が1億5千万円以上又は件数が5件以上の場合、非特定理由となる。ただし、手持ち業務とは、契約金額が500万円以上の業務を対象とする。特定後未契約のものがある場合は、参考見積金額を契約金額とする。

イ 同種業務の定義

沖縄県内において、国若しくは県が発注した木質バイオマス資源に関する調査業務、かつ森林域における環境影響評価等の環境解析業務。

ウ 類似業務の定義

上記同種業務以外の国若しくは県が発注した、沖縄県内の自然環境に関する調査業務。

エ 現地調査

技術提案により仕様を決定する。

オ 業務打ち合せ回数

打ち合せの回数は8回以上とする。

カ 資料の貸与

沖縄県農林水産部森林管理課（以下「委託者」）は、沖縄県が保有し、業務に必要な資料を受託者に提供する。

受託者が、委託者から受領した資料は、委託者の許可なく公表、転載及び引用することはできない。また、業務完了後は速やかに返却すること。

(5) 成果品

ア 報告書 (A4判) 2部

イ 電子媒体 (CD-R、DVD-R) 2式

2 企画提案書の作成及び留意事項

(1) 企画等提案書作成上の基本事項

- ・プロポーザルは、具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。
- ・要請した事項以外の内容を含む企画等提案書については、無効とする場合がある。
- ・企画等提案については、平成26年度から平成28年度の3カ年間について行うこととする。

(2) 企画提案書の作成方法

- ・企画等提案書の様式は、様式2に示されるとおりとする。

(3) 企画提案書の内容に関する留意事項

- ・業務実施体制
 - ・予定技術者の経歴等
 - ・予定技術者の過去10年間の同種又は類似業務実績
 - ・実施方針・実施フロー・工程表
 - ・事業内容に対する企画等提案
- (4) 業務量の目安（経費上限額）
本業務に要する経費の上限額は、6,638,000円（消費税含む）とする。
※ なお、上記金額は、公募のために提示した金額であり、契約金額と一致しない場合がある。
- (5) 企画等提案書の無効
提出書類について、この書面及び別添の書式に示されて条件に適合しない場合は無効とすることがある。

3 企画等提案書等の提出方法、提出先及び提出期限

(1) 企画等提案書提出意思表明書

ア 提出方法

持参、郵送のいずれかの方法で提出するものとする。（ただし、郵送による場合は、平成26年8月8日（金）までに必着するよう配達証明付きの書留郵便とすること）

イ 受付期間

平成26年7月31日（木）から平成26年8月8日（金）まで（県の休日を除く）の9時から17時まで。

ウ 受付場所

沖縄県 農林水産部 森林管理課 資源活用普及班 比嘉 宛
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2
電話：098-866-2295 FAX：098-868-0700
メールアドレス higamstk@pref.okinawa.lg.jp

(2) 企画等提案書提出者の参加要件の確認

- ・提出資料を審査し、企画等提案書提出者として参加要件を確認し通知する。
- ・本業務の企画等提案書を提出できるのは、企画等提案書提出選定通知を受けた者に限る。

(3) 企画等提案書

ア 提出方法

持参、郵送のいずれかの方法で提出するものとする。（ただし、郵送による場合は、平成26年8月22日（金）までに必着するよう配達証明付きの書留郵便とすること）

イ 受付期間

平成26年8月8日（金）から平成26年8月22日（金）まで（県の休日を除く）の9時から17時まで。

ウ その他

要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。

4 公告の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

文書（様式任意、ただし、規格はA4版）により行うものとし、持参、又は電子メールのいずれかの方法で受付ける。ただし、電子メールの場合は、着信を確認すること。

なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及び FAX 番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

ア 質問の受付担当課：3の提出先に同じ

イ 質問の受付期間：平成26年8月8日（金）16時まで

(2) 質問に対する回答

質問を受理した日から5日間以内に、質問のあった者に対しては直接書面または電子メールで回答する。

閲覧期間は、回答の翌日から企画等提案書の提出期限の前日までとする。

5 企画等提案書を特定するための評価基準

(1) 企画等提案書の評価項目

- ・ 予定技術者（管理技術者及び担当技術者）の資格要件、専門技術力、専任性等
- ・ 実施方針・実施フロー・工程表等
- ・ 事業内容に対する企画等提案

(2) 評価は各評価項目における判断基準に基づき評価のウェイトを付ける。

(3) 特定された者に対しては、特定された旨を書面により通知する。

6 企画提案書に関する事業説明会及びヒアリング

(1) 事業説明会

ア 実施場所及び日時

(ア) 実施場所：沖縄県南部合同庁舎5階第1会議室（那覇市旭町116-37）

(イ) 実施日時：平成26年8月5日（火）15：00～

(2) ヒアリング

ア 実施場所、日時及び出席者

(ア) ヒアリングの日時と場所は、別途通知する。

(エ) 出席者：管理技術者又は担当技術者

なお、原則として指定されたもの以外の者の出席は認めない。

イ ヒアリング項目

- (ア) 管理技術者又は担当技術者の経歴について
- (イ) 管理技術者又は担当技術者の業務実績について
- (ウ) 業務の実施方針、業務のフローチャート・工程計画及び特定テーマに対する
取り組み方法等について

ウ ヒアリング時の追加資料は受理しない

エ ヒアリングに出席しない場合、受注意思のないものとみなし、原則として特定しない。ただし、病気、交通機関の事故等、真にやむ得ない理由で出席できないと判断される場合はこの限りではないので、該当する場合はその旨を理由と共に書面(書式自由、ただしA4版とする)にて提出すること。

7 非特定理由に関する事項

- (1) 提出した企画提案書が特定されなかったものに対しては、特定されなかった旨とその理由(非特定理由)を書面により通知する。
- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(行政機関の休日を含まない)以内に書面(様式は任意)により、非特定理由について説明を求めることができる。
- (3) 上記(2)の回答は説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面(様式5「非特定理由説明解答書」)により行う。
- (4) 非特定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。
 - ア 受付場所の提出先に同じ
 - イ 受付時間9時～5時まで

8 その他留意事項

- (1) 企画等提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された企画提案書を無効とすると共に、虚偽を記載したものに対して、沖縄県農林水産部工事請負入札にかかる指名停止等の措置及び指名停止審査会に関する要綱(準用)に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 特定しなかった企画等提案書は原則として提出者に返却しない。また、提出された企画等提案書は企画等提案書の特定以外に無断で使用しない。なお、特定された企画提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得ることとする。
- (4) 企画等提案書提出後において、原則として企画等提案書に記載された内容の変更を認めない。また、企画等提案書に記載した予定技術者は原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (5) 企画等提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のための業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。